

令和5年度第1回小田原市空家等対策協議会
住宅ストック活用小委員会議事録

- 1 日 時 令和5年8月21日（月）午前10時00分から午前11時30分まで
- 2 場 所 小田原市役所 4階 第3委員会室
- 3 案 件
 - (1)協議事項
 - ア 委員長の選出について
 - イ 今後の進め方について
 - (2)報告事項
 - ア 令和3年度空家等実態調査の結果について
 - イ 小田原市空家等対策計画（令和5年3月改定）について
 - ウ 主な令和5年度空家等対策事業について
- 4 出席委員 劔持 敦、日比野 有二、村井 勇一郎、稲葉 佳彦、野原 和樹
山口 宏幸、松下 啓一
- 5 事務局 佐藤都市部長、菅野都市調整担当課長、中村都市政策課主査、
川久保都市政策課主査
- 6 傍聴者 なし

議事の概要

協議事項 ア 委員長の選出について

都市調整担当課長 それでは、協議事項ア 委員長の選出について、である。設立当初の会議となるので、委員長の選出をお願いしたい。

ファイルの中にある、小田原市空家等対策協議会規則をご覧ください。第6条第3項で「小委員会に委員長を置き、委員の互選により定める」と規定している。このことから、委員長を委員の中からご選出いただくこととなるが、委員の皆様から何かご発言はあるか。

村井委員 私はコンサルで、空家等対策計画に関わっているが、今回は住宅ストックの活用ということなので、小田原市の不動産に精通されている方が良いと思う。できれば不動産事業者の方から選出されるのはいかがだろうか。

都市調整担当課長 ただ今、村井委員より、不動産事業者から選出した方が良いとのご意見があったがいかがか。

委員一同 異議なし

都市調整担当課長 それでは、不動産事業者から選出をしたいと考えるが、本小委員会には宅建協会、全日協会の2団体より委員になっていただいている。いかがか。

日比野委員 ここは、全宅地建物協会の劔持委員をお願いしたい。いかがだろうか。

都市調整担当課長 委員長に劔持委員をお願いしたいとのご意見をいただいたが、劔持委員、いかがか。

劔持委員 お引き受けする。

都市調整担当課長 それでは、委員長については劔持委員をお願いするとともに、職務代理人について、同じく不動産事業者より日比野委員をお願いすることとしたい。

協議事項 イ 今後の進め方について

都市調整担当課長 それでは、協議事項イ「今後の進め方について」ご説明する。資料1をご覧ください。

住宅ストック活用小委員会の概要である。空家等対策協議会内に専門的知見を有する方による本小委員会を設置し、空家等の市場流通の促進に係る具体的施策を検討するものである。本小委員会については成果が求められている。本日は初めての場であるので、今後の進め方を皆様でご協議いただき、共有した上で本小委員会を運営したいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

次に、事務局で策定した今後のスケジュール（案）である。本日の小委員会では、本議題である今後の進め方についてご協議いただくほか、この後、令和3年度に実施した空家等実態調査の結果に基づく本市の空家等の状況、令和5年3月に改定した空家等対策計画に位置付けた施策及び本市における令和5年度の空家等対策事業についてご報告し、まずは皆様に本市の空家等の状況について把握していただきたい。その上で、9月19日に第2回小委員会を開催させていただきたい。第2回小委員会については、前回議論の確認、各団体における空家等に係る既存制度や取組みなどの情報提供をいただき、具体的施策の議論・検討をしていただくことを考えている。例えば、既存の取組みということであれば、稲葉委員におかれては、住宅金融支援機構のフラット35地域連携型の空家対策についてご協議いただきたいとを考えている。また、村井委員におかれては、他市の空家等対策計画における市場流通促進策などが思い当たるところである。これ以外にも、他の委員の皆様から積極的に情報提供をいただき、活発な議論をしたいと思うので、よろしくお願ひしたい。なお、情報提供いただける委員におかれては、事前に事務局にご連絡いただくとともに、資料があればご提供いただくようお願ひしたい。次に10月中旬に第3回小委員会を開催させていただき、前回議論の確認、具体的な施策の絞り込みをしていただくことを考えている。次に10月末から11月の初旬に第4回小委員会を開催させていただき、事業提案（案）についてご協議していただき、その結果に基づき、11月中下旬に開催を予定している第2回空家等対策協議会に委員長がご報告していただく流れを考えている。スケジュールが非常にタイトではあるが、本小委員会でご提案いただいた事業を来年度事業として予算化していくことを

事務局としては考えている。空家等対策については、トライアンドエラーを繰り返しながら実施していくことが重要との認識のもと、事業へのスピード感も持って取り組んでまいりたいと考えている。このことについては、あくまでも事務局案となるので、例えば、小委員会としてじっくり腰を据えて検討していくべきとのご意見をいただくこともあるかと思う。事務局としても、委員の皆様から多様なご意見を頂戴したいと考えている。以上で説明を終了させていただく。よろしくご協議いただきたい。

委員長 　　ただいま、説明があったが、ご意見ご質問等があれば発言をお願いしたい。

委員一同 　　意見等なし

委員長 　　では協議事項イについて、原案のとおり支障ないものとしてよいか。

委員一同 　　異議なし

委員長 　　ご異議ないものと認める。協議事項イ 小委員会の今後の進め方について原案のとおり支障ないものとする。

報告事項 ア 令和3年度空家等実態調査について

都市政策課主査 　　報告事項 ア「空家等実態調査の結果について」をご説明する。資料2をご覧ください。

まず、1. 背景・目的であるが、平成30年住宅・土地統計調査では、全国の空き家数は848万9千戸と、平成25年と比べ3.6%増加しており、過去最高となっている。

このような中、本市では平成29年3月に「小田原市空家等対策計画」を策定し、対策を進めてきたが、計画期間が令和4年度末で満了となることから、令和3年度に空家等実態調査を実施したものである。

2. アンケート調査の実施だが、アンケート調査は維持管理の状況や、今後の活用の意向など、8項目について実施した。そのアンケートについては、参考資料2-1としているので、ご確認願いたい。アンケート調査では、水道の利用状況や市の保有する空家情報等を精査

し、現地調査により対象者を絞り込んだ結果、1,255 通の調査票を送付し、569 通の回答があり、不達数を考慮した回答率は 46.9%であった。アンケート調査の結果については、参考資料 2-2 としており、後ほどご説明させていただく。

3. 空家等の数量及び割合だが、現地調査で空家として抽出した 1,698 棟から、アンケート調査で年 1 回以上の頻度で「使用している」と回答した 309 棟を除いた 1,389 棟を「空家等」と判断した。なお、町丁目ごとの数量等は表 2 に記載されている。

次に、資料 2 の 2 ページをご覧ください。

4. 空家等の判定評価だが、建物の老朽・危険度を示す項目などによって利活用、修繕活用、管理不全の 3 つに評価分類している。各分類についてだが、利活用とは、建物の管理状態が良く、ほぼそのままの状態以利活用が可能と思われるもの。修繕活用は、建物の修繕または敷地周辺の改善等により利活用が可能な状態と思われるものである。それぞれ、利活用 739 棟 53.2%、修繕利用 562 棟 40.5%、管理不全 88 棟 6.3%となっている。管理不全を除くと、9 割以上の空家が利活用・市場流通の対象となりうることがわかった。

ここで参考資料 2-2 アンケート調査結果の 9 ページをお開きいただきたい。

建物の利用形態について回答をまとめたものであるが、1 の買い手を探しているが 50 件、割合にして 18.3%、2 の借り手を探しているが 35 件、割合にして 12.8%、ふたつ合わせると約 30%となっている。続けて 17 ページをお開きいただきたい。所有者の建物の今後の利用の意向について回答を集計したものであるが、1. 売却したいが 90 件、2. 賃貸住宅として貸し出したいが 45 件ある。次に 22 ページをお開きいただきたい。空き家の問題解決のために必要な制度についての回答だが、2. 資金繰りに詳しい金融・不動産に関する専門家の紹介制度が 42 件、7. 空き家を活用・斡旋する制度が 74 件、9. 公的機関等による活用制度が 55 件となっている。

これらのアンケート結果から、空き家の利活用や市場流通を希望する所有者が多いことがわかった。

最後に、5. 空家等実態調査を踏まえた今後の課題である。大きく3つの課題が挙げられているが、(2)「空家等の流通・利活用に関する施策検討の必要性」についてをご覧いただきたい。アンケート調査の結果から、空家の流通や利活用の促進を図るための取組や専門的な視点からの助言や支援が必要であり、市と関係団体等との連携が求められることから、本小委員会の設立に至ったものである。

以上で、説明を終了させていただく。

委員長 　　ただ今、説明があったが、ご意見、ご質問があれば発言をお願いしたい。

委員一同 　　意見等なし

委員長 　　年々空家が増えているという状況の中、発生の抑制についても考えていかないといけない。

例えば、実家の親が亡くなられた場合、葬儀に関する手続きを終えるとそこで話が終わってしまうが、葬儀屋の方にも話を聞いてもらうこともいいかと思う。

野原委員 　　不動産の相続登記の依頼をいただき、名義変更まではお手伝いをさせていただくが、そこで依頼主との関係が終わってしまうので、例えばご両親が亡くなられて子に名義を変えた後、空き家になる可能性はあるかもしれない。今までは、その先の話についてお声がけすることはほとんどなかったが、今後は何か提案できるようなものがあるかと思う。私だけで出来ることではないので、連絡先の資料などを提供できるとよいのかなと思う。

委員長 　　多少の労力はあるかもしれないが、ご遺族手続きサポートコーナーでそういった資料であったり、相続が適切にされるようなものがあったらよいと思う。

都市調整担当課長 　　昨年度、空家等対策計画の策定の中で、空き家を持った時に、どこに相談したらいいのかという悩みに対して、まず市の都市政策課にワンストップ窓口を設置するほか、各関係団体と協定を締結させていただき、いろいろなお困りごとについては市を通じてワンストップ窓口で対応していくという、パンフレットを作成した。そのパンフレットについて、今月、自治会長が集まる会議の場で配布希望を募ったとこ

ろ、今のところ受付は0という状況である。もともと自治会向けに配布するという考えではあったが、今後関係団体の皆様とご協議させていただいた上で、パンフレットを有効活用する手段について皆様とお話させていただく場を設けたいと思う。

委員長 すぐには結果につながらないかもしれないが、継続していくことで色んなことにつながっていくと思う。

報告事項 イ 小田原市空家等対策計画（令和5年3月改定）について

都市政策課主査 報告事項 イ 小田原市空家等対策計画（令和5年3月改定）についてをご説明させていただく。

こちらの資料は、令和5年3月に改定を行った本市の空家等対策計画の施策に関するページを抜粋したものである。1ページ目は、3つの基本方針に基づき、関連する具体的施策を体系図にしたものである。2ページ目以降は各施策の具体的取組について記載したものである。

利活用に関連する施策について、いくつかご説明させていただく。

まず1番、空家等所有者、固定資産税等納税者への周知啓発である。資料2ページをご覧ください。具体的な取り組みとして、固定資産税の納税通知書に同封している「固定資産税・都市計画税のしおり」に空家等に関する情報を記載しているほか、市広報誌やホームページ、民間事業者と連携して作成したリーフレットを活用し、空家等に関する情報について周知・啓発を図ってまいりたい。後ほどご説明する、空き家相談窓口制度（ワンストップ窓口）などの周知も広報誌、ホームページを通じて行っている。

次に2番、出前講座や空き家相談会などによる普及啓発活動である。きらめき出前講座等の様々な活動により広く空家等情報の普及・啓発を行う。詳しくは後ほど令和5年度の主な施策としてご説明させていただく。

次に3番、自治会や民生委員と連携した普及啓発活動である。3ページをご覧ください。自治会、民生委員と連携し、高齢者向けの情報提供や相談会等を通じ、空家等対策の普及・啓発を行う。

次に5番、空き家相談窓口（ワンストップ窓口）制度による支援である。3ページをご覧いただきたい。空き家所有者からの相談をワンストップで対応する窓口の設置を行った。これについては、令和5年度の主な施策として後ほどご説明させていただく。

次に、10番「既存住宅の流通促進」である。5ページをお開きいただきたい。具体的取組として、まず、空家所有者に対する不動産の無料診断制度を今年度から開始した。こちらについても令和5年度の主な施策として後ほどご説明させていただく。次の取組として、「空家等対策協議会内に、住宅ストック活用小委員会を設置し、具体的な空家等対策を実施、検討」とあるように、本小委員会に関する施策である。本日以降、皆様には既存住宅の流通促進に向けてご協議をお願いしたいと考えている。

次に14番、空家等財産処分の促進についてである。7ページをご覧いただきたい。空家等所有者に対して、家財道具を処分する補助制度の創設について定めたものである。制度の詳細はまだ決定していないが、今後、この制度により空き家の市場流通促進につなげたいと考えている。

次に15番、空家等情報サイトの活用である。現在、空家所有者と利活用希望者をマッチングさせる空き家バンク制度の運営を行っている。8ページが公開している市ホームページの抜粋となっている。現在、市に登録されている物件は賃貸物件1件のみとなっており、今後さらなる充実を図りたいと考えている。

また、宅建協会小田原支部様、湯河原町、真鶴町と本市で構成される「県西空き家バンク連絡会」において、「家さが見」というホームページを公開している。9ページをご覧いただきたい。各自治体のエリア紹介などとともに不動産情報の発信を行っている。

次に16番、市街化調整区域の規制緩和の検討である。10ページをご覧いただきたい。市街化調整区域にある住宅の利活用を図るため、手続きの簡略化など、規制緩和について検討することを定めている。

最後に18番、重点対象地区における良好な景観及び住環境の維持である。景観計画に定める景観計画重点区域のうち拠点型重点区域を

空家等対策における「重点対象地区」とし、地域の巡視や適正管理指導などをはじめ、モデル事業などを重点的に支援する。

そのほか、ここでご説明した施策も含まれるが、令和5年度の空家等対策の主な取り組みについては、次の報告事項ウでご説明させていただきます。

以上で、説明を終了する。

委員長 　　ただ今、説明があったが、ご意見、ご質問があれば発言をお願いしたい。

日比野委員 　調整区域の規制緩和に関して話があったが、どんな案を考えているのか。

都市調整担当課長 　市街化調整区域の住宅で特に顕著なのは農家分家住宅である。農家分家住宅は一身専属性で、土地ではなく人に要件があるというものであり、専用住宅であっても都市計画法上の用途は分家住宅となる。例えば、私が購入して建替えようとしても、もともと農家分家住宅として建てられたもので用途が異なるため、市の開発審査課では認められない。こういった手続きについて、開発許可をする基準はすでに設けられているが、その基準に基づいてやっていると、3カ月に1回程度開かれている開発審査会に付議をしなければならず、許可まで少なくとも半年はかかってしまうこととなり、市場流通の妨げになってしまう。そのため、包括承認基準を作ることで、これを審査会に付議することなく付議したものと見なされるようにすることによって、期間を短縮することを見込んでいます。それにより、市場流通を促していきたいと思う。

日比野委員 　いつでも専用住宅として流通できるような仕組みにするということだろうか。

都市調整担当課長 　転売目的で許可だけ取って売却するのは抑止しなければならないため、例えば農家分家住宅では最低10年住まないといけないという基準がある。その基準をクリアした場合に、用途変更許可に対して6カ月以上かかるところを半分程度に期間を短縮しようとするもので、出来ないものを出来るようにするのではなく、出来るものに対する期間を短縮することを検討するものである。

委員長 農家住宅で農業をやらないといった場合はどうなるのか。
都市調整担当課長 都市計画法上、農家分家住宅と農家住宅があり、農家住宅は線引き以前から存する場合は、専用住宅にする際、基本的に用途変更は要しないこととなっている。

山口委員 意外と多いのが、壊すと建替え手続きにならないので、具体的な建替え手続きに入るまでは壊せないという話をよく耳にするところだが。

都市調整担当課長 壊してしまってから3年経過すると建替えではないという認識になっており、具体的な動きがあるまでは空き家にしておくしかないということも調整区域の空き家の要因の一つだと感じている。今後検討をするのは、3年という縛りを最大どこまで延ばせるのかというところであり、例えば家屋の評価証明は5年まで遡れるため、3年を5年に延ばせないかといったことも考えている。今は調整区域にある建物を壊してしまうと一生涯建築出来ないということもあり、所有者は既得権利を確保するために空き家として建物を残しておき、何かあるときに空き家を建替えて資産として売却するということにより、調整区域の空き家は非常に問題になっている。

空き家の観点の切り口から、3年という期間を少しでも延ばせるよう考えているところである。

委員長 空き家所有者の何割が市内に住んでいるのか。

都市調整担当課長 数値化はしていないが、5、6割が市内在住と感じている。

会長 市外でも近いところが多かったのではなかったか。

都市調整担当課長 県内県外だと8割程度が県内だと感じている。

報告事項 ウ 主な令和5年度空家等対策事業について

都市政策課主査 報告事項ウ 主な令和5年度空家等対策事業についてご説明させていただきます。資料4をご覧ください。

令和5年度からスタートした空家等対策計画は、令和12年度までの計画期間であるが、より計画の実効性を高めるため、スタートダッシュで具体的な施策に取り組んでいく。また、取組を前倒ししていくことで、国や県の動向などによる見直しの際に、適宜対応できるものと

考えている。このような考えのもと、本小委員会における取組も含め、次の空家等対策を令和5年度に実施していく。

まず始めに、1 空き家相談窓口（ワンストップ窓口）制度であるが、空家等所有者を支援する取組である。5月10日に宅建協会、全日協会、建築士会、建築士事務所協会、司法書士会、行政書士会、土地家屋調査士会の7団体と協定を締結するとともに、相談を受ける職員を「空家等相談員」とし、部内の建築技術の職員から2名選出した。このことにより、空家等所有者のあらゆる相談を窓口で受ける体制は整ったところである。

6月からの本格稼働において、現在まで13件の相談があり、12件については職員により対応しており、1件については、専門的な内容であったため協定締結団体に照会させていただき、それに基づき、相談者にご回答している。これらについて、空家等所有者から好評をいただいている。

次に、2 不動産無料診断制度であるが、空家等所有者を支援する取組である。空家等を市場流通に乗せるきっかけ作りとするため、空家等所有者に対し、その所有する不動産を鑑定し、無料で価格を提示するものである。この業務については、市が宅建協会、全日協会の会員に業務委託している。

6月からの本格稼働において、現在まで10件の申請があり、そのうち2件については、所有者に市場価格を提示している。

また、7月5日には、令和3年度の実態調査におけるアンケートで売却等の意向があった101名に対し、ダイレクトメールで当該制度の情報提供を行っている。

次に、3 木造住宅耐震改修費補助（空き家除却）制度である。既存の「小田原市木造住宅耐震改修費補助金制度」のメニューに昭和56年以前の旧耐震基準で建築され、一定の基準を満たす空家等の除却を新たに追加したものであり、除却に要した費用の一部を補助することで、市内建築物の耐震化を促進するとともに、空家等の解消も図るものである。

現在まで、5件の相談があり、そのうち1件が補助交付決定してい

る。

また、7月5日には、不動産無料診断制度同様に101名に対し、ダイレクトメールで当該制度の情報提供を行っている。

次に、本小委員に関する4 住宅ストック活用小委員会における利活用施策の検討である。先ほどからご説明させていただいており、専門的知見を有する皆様にご協力を賜り、既存住宅ストックの利活用施策の実施・検討に関して、調査審議を行うものである。

次に、5 庁内における空家等対策会議（普及啓発部会・適正管理部会）の設置である。空家等対策の推進には、庁内において現状や課題を共有し、連携を図りながら取り組んでいく必要がある。そこで、普及啓発部会、適正管理部会の2部会からなる空家等対策会議を設置した。

なお、今年度第1回目の部会を6月29日に実施し、情報共有を図りながら、今後の連携について協議を行った。

次に、6 周知・啓発である。空家等の予防、流通・利活用、適正管理に関する啓発チラシを現在、新たに作成した。8月に開催された自治会長の方々が集まる会議において、空家対策の取り組みについて説明し、啓発チラシの配布希望のある自治会を募った。また、「きらめき出前講座」の活用や、「おだわら市民学校」での講義をすることが決定している。

次に、7 管理不全空家等の対応であるが、引き続き、「特定空家等」の法的対応を図るとともに、法改正に伴い新設される「管理不全空家等」についても活用しながら、適正管理に努めていく。

また、こちらも引き続きになるが、行政指導による改善依頼も行っていく。いずれにしても、適正管理については、周辺の住民へ悪影響を与えており、早急な対応が期待されている。

日比野委員

5番の庁内における空家等対策会議を設置したとのことだが、小田原市空家等対策協議会があり、今回の住宅ストック活用小委員会もある中で、会議や協議会が多く分散してしまっているのではないかと。住宅ストック活用小委員会はどこを目指して作られたものなのか。

都市調整担当課長

青いファイルの中にある空家等対策計画の33ページをお開きいた

だきたい。まず、この空家等対策計画の基本方針だが、3つの方針を定めている。空き家化の予防、空家等の流通・利活用の促進、空家等の適正管理の推進、それぞれの方針に基づき色々な施策を位置付けている。この3つの方針を総合的に所管するのが空家等対策協議会である。本小委員会については、3つの基本方針のうち、空家等の流通・利活用の促進に特化した小委員会である。そのため、この小委員会において適正管理に関する話をする必要はなく、空き家化の予防について議論することはないと思っている。あくまでも空家等の流通・利活用のみご協議いただき、空家等対策協議会にご報告をしていただいた後、空家等対策協議会から市にご提案いただく流れを考えている。

引き続き 47 ページをご覧ください。市役所は縦割りの部分もあるが、それぞれ一つのものについては専門的知見を有している。普及啓発に関する部分として、資産税課は固定資産税の納税通知書に関する所管、地域政策課は自治会に関する所管、福祉政策課は民生委員に関する所管、高齢介護課は地域包括支援センターに関する所管であり、それぞれ専門的な所管と連携をしながら普及啓発を図ることに特化した部会である。適正管理部会については、環境保護課、建築指導課、土木管理課、消防本部予防課と、それぞれ行政法を持っている所管の集まりである。やはり目的に沿ったそれぞれの集まりが必要であり多岐に渡っているが、それらに横串を刺し、空家等対策を司る都市部が取り組んでいく必要があると考えている。日比野委員がおっしゃるとおり、色んな会議が庁内外に出来ているが、これらに横串を刺していかなければ実効性のある空家対策が出来ないと思っている。そのため、これらの会議を同時並行で行いながら進めていきたいと思う。

稲葉委員 資料4の木造住宅耐震改修費補助制度について、空き家除却が含まれているが、空家の流通促進という観点で、何か補助金があるのか。また、資料3の7ページに空家等情報サイトの活用とあるが、これまでの運用状況はいかがか。

都市調整担当課長 1点目について、現状、空き家に特化した補助金制度はない。空き家は個人の財産という点がネックとなっているが、空き家の解消に向けて補助金制度は非常に有効だと考えているので、小委員会の中でご

提案いただければ市としても検討してまいりたい。

都市政策課主査 2点目について、空き家等情報サイトの活用についてだが、空き家バンクという仕組みが平成27年から始まっており、売却、賃貸を希望されて登録された方が約50件、そのうち約半分以上が成約に至っている。なかなか登録を希望される方が少ないため、不動産の無料診断制度をご利用された方に登録の案内を促しているところである。

村井委員 具体的な施策をこれから検討するにあたって、ワンストップ窓口の相談内容にヒントがあると思うが、傾向や内容について伺いたい。

都市政策課主査 傾向としては、どうしたいという意向はないものの、どうにかしないといけないうい思を持った方が多く来られており、不動産無料診断制度により空き家の資産価値を把握することで、売却をした方が良いのか、賃貸につなげたほうが良いのかと、考え始めるきっかけの場となった方たちが多くいた。その他には道路の状態がどうなっているかわからないといった方に対して、開発審査課、建築指導課の職員と連携しながら接道状況による再建築の可否について説明をすることや市街化調整区域に係る手続きの案内をした事例もあった。専門団体に依頼した案件としては、複雑な相続の案件について、司法書士会に相談させていただいている。

委員長 今の話からすると、ワンストップ窓口や不動産無料診断制度を希望される方は意識がある方と思われるので、今後方向性が見いだせると思うが、問題は管理不全の空き家と思う。なぜ管理不全となってしまっているのか。

都市調整担当課長 先ほどご報告させていただいたとおり、空き家の9割はそのまま利用できる又は一部修繕が必要という状況だが、それらも月日が経つに連れて経年劣化が始まり管理不全になっていくという流れになっていると思う。空き家にしているも特に問題がない、困らないという方が多く、その方たちの空き家が経年劣化して管理不全になるという負のスパイラルになってしまっていると感じている。そこで、9割の活用出来る空き家にメスを入れ、管理不全になることを防ぐ施策について、第2回目以降の本小委員会で議論を深めていただきたいと考えている。

委員長 管理不全にしないため、適正管理がなされない場合の例や責任に関する事柄を入れるなど、チラシの内容をわかりやすくすることも必要だと思う。

(3) その他

都市調整担当課長 9月19日に第2回目小委員会を予定している。詳細については後日ご連絡させていただく。先ほどご説明したが、各団体の既存の制度や取組があれば情報提供をお願いしたい。市役所だけで進めていくのは困難であり、公民連携で進めていく必要があると思うので、ご協力をお願いしたい。

以上